

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「豊かさを担う責任 (Committed to the Global Good)」を企業理念とし、個人と社会を大切に、未来に向かって豊かさを担う責任を果たしていくことを使命としています。また、企業理念に込めた意図を分かりやすく示し、当社の強さである卓越した個人の力を表す言葉として、「ひとりの商人、無数の使命」をコーポレート・メッセージとして定めています。

充実したコーポレート・ガバナンスのためには、経営者による健全なリーダーシップの発揮と、透明で公正な意思決定の両立が不可欠であるとの考えのもと、当社は、監査役(監査役会)設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行に属する事項の経営陣への委任を進める一方、監査役による経営監視を強化するための施策を行ってきました。また、取締役会による経営監督機能を強化するため、独立した社外取締役を複数名選任すると共に、取締役会の諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の半数以上を社外役員とする「ガバナンス・報酬委員会」および「指名委員会」を設置しています。社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を策定しています。独立性の高い複数の社外取締役を含めて構成される取締役会においては、経営陣による業務執行の監督の他、定量面又は定性面から重要性の高い業務執行に関する審議も行っています。このような取締役会の機能を通じて、業務執行の監督が適切に行われることに加え、重要な業務執行については社外の視点からの検討も行うこともできると考えております。

また、当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対する財務・非財務情報の発信もコーポレート・ガバナンス上の重要な課題の一つと認識し、適時・適切な情報開示に努めています。2015年5月には、当社の企業理念および東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、様々なステークホルダーとの間の対話を更に促進する目的で「IR基本方針」を定め、公表しました。こうした対話の促進により、長期的な視点での当社の企業価値の向上に繋げていきたいと考えております。

当社としては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」において標榜されている「攻めのガバナンス」の精神にも適うものであると考えております。一方で、わが国におけるコーポレート・ガバナンスに関する議論の急速な進展や諸外国の動向も認識し、当社が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引き続き検討を続けていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載された各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)

・政策保有株式

当社は、純投資および連結対象会社への投資以外の投資を「一般投資」と分類しておりますが、いわゆる政策保有株式は、当社においてはこの「一般投資」に内包されるものです。一般投資は取引関係・協業関係の構築・維持強化を目的とするものに限定する方針を社内基準で定めており、この方針は、国内株式・海外株式、あるいは上場株式・非上場株式の別に拘らず同一です。当社では新規に行う一般投資は厳選する方針としております。

当社は、社内管理規則の定めに従い、全ての一般投資先の経営内容の把握を行うと共に、経営会議で毎年実施している一般投資レビューを通じ、投資効率を踏まえた投資の経済合理性(定量面)や、将来的な投資目的の実現見通しを踏まえた保有意義(戦略面)を確認しています。このレビューの結果、経済合理性が乏しい、もしくは投資目的の実現確度が低いと判断した一般投資については、社内基準の定めに従い、原則として売却する方針と位置付けております。主要政策保有株式については、一般投資レビューで保有方針、あるいは売却方針に分類した結果を、取締役会で検証しております。

当社は、一般投資先との取引関係・協業関係の構築・維持強化を図るとともに、当社および一般投資先の企業価値向上の観点から、一般投資先とのコミュニケーションを重視しております。新たに2015年5月より、当社が保有する国内の上場一般投資株式については、以下の社内基準を設け、全ての対象一般投資先に対して適時・適切に議決権を行使しております。

<議決権行使基準>

(1) 原則として棄権はしない。また議決権行使の白紙委任は行わない。

(2) 当社の投資目的・保有方針を踏まえて当社の賛否を決定する。

なお、議決権の行使にあたり、投資を行っている主管部が株主総会議案に対する当社の賛否表明案を立案し、当社内における所定の協議・審査プロセスを経て、各議案についての当社の賛否を決定しております。

(原則1-7)

・関連当事者間の取引

当社は、「取締役会規程」に基づき、当社の取締役の利益相反取引および競業取引については取締役会の承認を得ることとしており、かかる運用を通じて取締役会による適切な監督がなされているものと判断しています。

(原則3-1(i))

・企業理念、経営計画

当社は、企業理念及び企業行動基準をホームページ上に公表しています。以下のURLをご参照下さい。

<http://www.itochu.co.jp/ja/about/mission/>

また、当社は、2015年5月1日に2015－2017年度の中長期経営計画である「Brand-new Deal 2017」を公表しました。当該中長期経営計画につきましては、以下のURLをご参照下さい。

<http://www.itochu.co.jp/ja/about/plan/>

(原則3-1(ii))

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
上記I-1の「基本的な考え方」をご参照下さい。

(原則3-1(iii))

・経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬は、月例報酬、業績連動型の賞与及び株式報酬により構成されています。月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与及び株式報酬は当社株主に帰属する当期純利益(連結)に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与及び株式報酬は支給していません。監査役の月例報酬は監査役協議により定めており、賞与及び株式報酬は支給していません。2016年度における取締役に対する報酬の算定方法の詳細につきましては、後記II(経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況)-1(機関構成・組織運営等に係る事項)中の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照下さい。

(原則3-1(iv))

・経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

執行役員、取締役候補者および監査役候補者の選任の方針と手続については、後記II(経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況)-2(業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項)中の【執行役員、取締役候補者および監査役候補者の選任の方針と手続】をご参照下さい。

(原則3-1(v))

・個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を定時株主総会の招集通知において開示しております。本年度における開示につきましては、以下のURLをご参照下さい。

招集ご通知:

http://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/pdf/92shoshu.pdf

(取締役候補者について37-44頁、監査役候補者について46頁をご参照)

(補充原則4-1(1))

・経営陣への委任の範囲

当社は、監査役(監査役会)設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行の決定については経営陣への委任を極力進めています。取締役会においては、経営陣による経営執行の監督やコーポレートガバナンスに関する事項の決定に加えて、定量面又は定性面から重要性の高い業務執行に関する決定も行っています。取締役会に付議すべき事項は当社の「取締役会規程」において規定されています。

(原則4-9)

・独立性判断基準

社外役員の独立性に関する判断基準につきましては、指名委員会における審議を経て、取締役会において策定し、当社のホームページ上に公表しております。以下のURLをご参照下さい。

http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/independence_criteria.pdf

(補充原則4-11(1))

・取締役会の構成

取締役会の構成、および取締役候補者の選任の方針と手続については、後記II(経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況)-2(業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項)中の【執行役員、取締役候補者および監査役候補者の選任の方針と手続】をご参照下さい。

(補充原則4-11(2))

・社外役員の兼任状況

取締役会として取締役・監査役の兼任状況を常に把握する観点から、当社の「取締役会規程」において、取締役又は監査役による他の会社の役員の兼任については、取締役会への事前報告又は取締役会の承認を要することとしています。また、取締役・監査役の重要な兼職の状況については、定時株主総会の招集通知において開示しております。本年度における開示につきましては、以下のURLをご参照下さい。

招集ご通知: http://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/pdf/92shoshu.pdf

(17頁及び20頁をご参照)

(補充原則4-11(3))

・取締役会の評価

当社は、2015年度の取締役及び監査役を対象として、取締役会の実効性に関する評価を実施しました。具体的には、外部専門家を起用の上、対象者に対するアンケート及び個別インタビューをベースとした第三者評価を実施し、この評価を参考としたガバナンス・報酬委員会での検討を経て、取締役会において分析・評価を実施しました。その結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成、運営状況、情報提供・トレーニング等の各面において当社の取締役会は概ね適切に機能していることを確認しました。一方、当社取締役会は、取締役会の構成や取締役会への付議事項を見直した上で、将来的に取締役会が「モニタリング(監督)により一層注力した運営を行うことの是非について、継続的に検討していくことも確認しています。

当社の取締役会評価結果の概要につきましては、以下のURLをご参照下さい。

http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/board_evaluation.pdf

(補充原則4-14(2))

・トレーニングの方針

当社では、取締役・監査役による経営監督・監視が効果的になされるよう、毎回の取締役会の開催前に、社外役員に対して取締役会事務局及び監査役室を通じた付議案件のブリーフィングを行っている他、就任時の事業内容説明会、国内外事業の視察、経営陣との定期的な昼食会の開

催、その他社外役員から要望があった事項についての社内説明会の実施等を通じて、当社の事業内容や経営課題が適切に認識されるように努めています。また、2016年度からは、新任の社内外取締役及び監査役を対象としたトレーニングの一環として、コーポレートガバナンス等に関する研修も実施しています。なお、当社は、取締役・監査役に対して第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。

(原則5-1)

・株主との対話の方針

当社は、「IR基本方針」において、株主等との建設的な対話に関する方針を、次の通り定めています。

(株主および投資家等との対話)

・株主および投資家等との対話はCFOを責任者とし、合理的な範囲で経営陣幹部または取締役が対応するよう努める。

・CFOは、株主および投資家等との対話に関する実務担当部署としてのIR室を統括し、またIR室は定期的なミーティングを含めた社内関係部署との連携を密に行うことにより、経営陣幹部または取締役による株主および投資家等との対話を補佐するものとする。

・CFOは対話を通じて得られた株主および投資家等の意見・懸念を定期的に取締役会に報告する。また、これに限らず、経営陣幹部への情報共有を随時行う。

・CFOはIR室を担当部署として、様々な機会を通して株主および投資家との対話の促進を図るものとする。

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいきます。また、株主との建設的な対話を促進するため、IR活動を積極的に行っています。取組みや方策等、詳細については後記Ⅲ(株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況)-2(IRに関する活動状況)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	89,461,300	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	75,894,900	4.56
CP Worldwide Investment Company Limited	63,500,000	3.82
株式会社みずほ銀行	39,200,000	2.36
日本生命保険相互会社	34,056,223	2.05
三井住友海上火災保険株式会社	30,400,000	1.83
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	26,336,714	1.58
パークレイズ証券株式会社	25,000,000	1.50
朝日生命保険相互会社	23,400,500	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口⑨)	22,369,100	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社は、自己株式81,239千株(発行済株式総数の4.89%)を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	300社以上
-------------------	--------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として伊藤忠テクノソリューションズ(株)、エキサイト(株)、伊藤忠エネクス(株)、伊藤忠食品(株)及びコネクシオ(株)を有していますが、当社はこれらの上場子会社の独立性を尊重する一方、内部統制システムの構築等については親会社として助言・支援を適宜行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
藤崎 一郎	学者														
川北 力	その他														
村木 厚子	その他														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤崎 一郎	○	——	外交官としての長年にわたる経験を通して培った国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、藤崎氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
川北 力	○	——	財務省(及び旧大蔵省)及び国税庁における長年の経験を通して培った財政・金融・税務等に

			関する高い見識を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川北氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
村木 厚子	○	—	厚生労働省において大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、厚生労働事務次官といった重要役職を歴任する等、行政官としての豊富な経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、村木氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	1	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス・報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社外取締役

補足説明 更新

上記「その他」の内訳は、指名委員会については社外監査役2名及び社内監査役1名、ガバナンス・報酬委員会については、社外監査役1名及び社内監査役1名です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役員の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役と監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めております。
- ・監査役と監査部(内部監査部門)の間では、内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に検討・意見交換する等、密接な情報交換・連携を図っております。
- ・監査部は会計監査人とも定期会合を持ち、情報交換を行う等連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
間島 進吾	学者													
望月 晴文	その他													
瓜生 健太郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
間島 進吾	○	——	公認会計士や大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、間島氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
望月 晴文	○	——	経済産業省(及び旧通商産業省)等における行政官としての豊富な経験と経済・産業政策等に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、望月氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
瓜生 健太郎	○	——	主に企業法務・国際取引法の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、瓜生氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性に関する判断基準を取締役会において決定し、当社のホームページ上において公表しています。以下のURLをご参照下さい。

http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/independence_criteria.pdf

当社は、東証の独立性基準および当社の上記判断基準に基づき、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

当社による寄付につきましては直近の事業年度で1,000万円迄とする軽微基準を定めており、軽微基準の範囲内である寄付については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断し、独立役員届出書への記載を省略することとしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬の内、賞与及び株式報酬については、会社業績に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

平成27年度の報酬等総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分及び報酬額の内訳は、次の通りです。

氏名	役員区分	月例報酬	賞与	合計
小林 栄三	取締役	104百万円	89百万円	193百万円
岡藤 正広*	取締役	129百万円	89百万円	219百万円
高柳 浩二	取締役	72百万円	45百万円	116百万円

(百万円未満四捨五入)

*印の取締役の月例報酬には住宅手当が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(a) 平成27年度における役員報酬等

平成27年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は、次の通りです。

区分	人員数 (名)	支給額 (百万円)	内訳
取締役	13	1,198	(1)月例報酬 751百万円/(2)当事業年度に係る取締役賞与(支払予定額) 447百万円
(内、社外)	(2)	(24)	
監査役	7	117	月例報酬のみ
(内、社外)	(4)	(36)	
計	20	1,315	
(内、社外)	(6)	(60)	

(百万円未満四捨五入)

(注1) 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月例報酬総額として年額12億円(内、社外取締役分は年額50百万円)、前記報酬額とは別枠で取締役(社外取締役を除く)に対する賞与総額として年額10億円(いずれも平成23年6月24日株主総会決議)です。

(注2) 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額総額13百万円(平成17年6月29日株主総会決議)です。

(注3) 当社は、平成17年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(b) 平成28年度における取締役賞与

・平成28年度の実績に基づく取締役賞与は第93回定時株主総会終了後、下記方法に基づき算定のうえ、支給額を確定し支払います。

a. 総支給額

総支給額は(A)第93期有価証券報告書に記載される平成28年度当社株主に帰属する当期純利益(連結)のうち3,000億円に達するまでの部分から1,000億円を控除した金額の0.35%相当額(当社株主に帰属する当期純利益(連結)が1,000億円に満たない場合は0円)、及び(B)第93期有価証券報告書に記載される平成28年度当社株主に帰属する当期純利益(連結)のうち3,000億円を超える部分の0.35%相当額の半額(1円未満切捨て)の合計額に、対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額、またはii)10億円、のいずれか少ない額です。この総支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

総支給額 = (A + B) × 対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 55 (但し10億円が上限)

A = (平成28年度当社株主に帰属する当期純利益(連結)のうち3,000億円に達するまでの部分 - 1,000億円) × 0.35%

B = 平成28年度当社株主に帰属する当期純利益(連結)のうち3,000億円を超える部分 × 0.35% × 50%(1円未満切捨て)

b. 個別支給額

各取締役への個別支給額は上記a.に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額です(1,000円未満切上げ)。但し、個別支給額の限度額は下記に記載のとおりです。

取締役会長	取締役	取締役	取締役
取締役社長	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員
10	5	4	3

上述の個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

個別支給金額 = 総支給額 × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和

個別支給額の限度額: 取締役会長・社長	181.8百万円
取締役副社長執行役員	90.9百万円
取締役専務執行役員	72.7百万円
取締役常務執行役員	54.5百万円

(c) 業績連動型株式報酬制度について

・平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会における決議により、当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(国内非居住者を除き、以下あわせて「取締役等」という。)を対象に、月例報酬と業績連動型の賞与に加え、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、新たに業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。本制度の導入により、当社株主に帰属する当期純利益(連結)が3,000億円を超える部分についてのみ、従来の業績連動型の賞与の算定式によって算定される金額の半額を、金銭による賞与から株式報酬に置き換えて支給することになります。

・本制度の導入にあたり、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下、「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後(当該取締役等が死亡した場合は死亡後、以下同じ。)に、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を業績等に応じて当社株式から生じる配当とともに交付または給付します。BIP信託の仕組みは図1の通りです。

・本制度の概要は次のとおりです。

(1) 本株式報酬制度の対象者: 当社の取締役及び執行役員(社外取締役及び国内非居住者を除く。)

(2) 当社が本信託に拠出する金員の上限: 2事業年度を対象として、合計15億円

(3) 本信託による当社株式の取得方法: 株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

(4) 対象者が取得する当社株式の数(換価処分対象となる株式数を含む。)の上限: 2事業年度を対象として、信託期間中に対象者に付するポイントの総数(株式数)の上限は130万ポイント(年平均で65万ポイント)

(5) 業績達成条件の内容: 毎事業年度の当社株主に帰属する当期純利益(連結)の水準に応じて業績連動型株式報酬の原資が変動。詳細は下記記載の通り。

(6) 対象者に対する当社株式等の交付の時期: 退任後

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使: 本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しない。

・取締役には、信託期間中の毎年6月に、前年7月1日から同年6月末日までの期間を対象として、同年3月31日で終了した事業年度における業績及び当該支給対象期間における在任月数に応じてポイントが付与されます。付与されるポイントの算定方法は、以下のとおりです。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切捨てます。

ポイント = 個別株式報酬額(注1) ÷ 信託内の当社株式の取得平均株価(注2) × {(対象期間の開始月である7月から翌年6月までの間の在任月数(1月未満切上げ)) ÷ 12}

(小数点以下の端数は切捨て)

(注1) 個別株式報酬額は、支給対象期間中の3月31日で終了した事業年度における当社株主に帰属する当期純利益(連結)に基づき、下記のとおり算定された総株式報酬額に基づき、算定されます。

■総株式報酬額

= (支給対象期間中の3月31日で終了した事業年度における当社株主に帰属する当期純利益(連結) - 3,000億円) × 50% × 0.35% × 対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 55

(1円未満切上げ)

■個別株式報酬額

= 総株式報酬額 × 各取締役の役位ポイント ÷ 取締役の役位ポイントの総和

(千円未満切捨て)

各取締役の役位ポイントは、取締役賞与の算定に用いられるものと同一です。

(注2)信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式の取得平均株価とします(但し、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式がない場合には、延長された信託期間の初日における東京証券取引所における当社株式の終値とします)。

・執行役員(取締役兼務者を除く。)に対して毎年6月に付与されるポイントは、取締役に準じた方法により算出するものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局を通じて、取締役会の議案資料の配付と必要に応じた事前説明を行うとともに、担当秘書を設置して職務遂行に必要なサポートを提供しています。社外監査役については、常勤監査役及び監査役会に直属する監査役室を通じて、取締役会の議案資料の配付と必要に応じた事前説明を行うとともに、監査役室より必要な会社情報を適宜提供する等の方法により、その職務遂行に必要なサポートを提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【現状の体制】

・当社は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。

・取締役会は、社内取締役11名、社外取締役3名の計14名で構成されており、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

・取締役は取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行しております。

・取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下にガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置しております。両委員会の役割及び構成は以下のとおりです(平成28年6月24日現在)

・ガバナンス・報酬委員会

(役割) 執行役員・取締役の報酬制度、その他ガバナンス関連議案の審議

(構成) 藤崎社外取締役(委員長)、岡藤取締役、岡本取締役、村木社外取締役、山口監査役、間島社外監査役

・指名委員会

(役割) 執行役員及び取締役・監査役候補の選任議案の審議

(構成) 川北社外取締役(委員長)、岡藤取締役、小林取締役、赤松監査役、望月社外監査役、瓜生社外監査役

・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。なお、平成28年6月24日時点における執行役員(取締役兼務者を含む)の総数は36名で、男性35名、女性1名で構成されています。

・監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役)3名の計5名で構成されており、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

・社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、HMC(Headquarters Management Committee)及び各種社内委員会を設置しております。HMCは、社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針および経営に関する重要事項を協議しております。

・各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行っております。また、内部統制委員会等の一部の社内委員会には外部有識者を委員とする等、外部の意見を取り入れ、社長及び取締役会の意思決定に役立てております。主な社内委員会とその役割は次のとおりです。

内部統制委員会: 内部統制システムの整備に関する事項の審議

開示委員会: 企業内容等の開示および財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議

ALM委員会: リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議

コンプライアンス委員会: コンプライアンスに関する事項の審議

CSR委員会: CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議

投融资協議委員会: 投融资案件に関する事項の審議

・内部監査組織として、社長直轄の監査部(平成28年6月24日現在で約50名)を設置しております。監査部は、当社並びに内外の連結会社を対象に、i)財務情報及びその他の報告や記録、及びそれらを行う手続きが信頼できるかどうか、ii)法令等が遵守されているか、関連する社内の仕組み・制度が有効・妥当なものかどうか、iii)組織の方針・計画を達成するために、業務の手続きや活動が有効で効率的かどうか、iv)その他経営の諸活動が、合理的かつ効率的に行われているかどうか等の観点から監査を実施し、その監査結果を社長に直接報告しております。指摘・提言事項の改善履行状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また、グループ会社の内部監査部署とも密接な連携を図っております。なお、監査部内には、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、独立的な視点で評価を行う組織を設置しております。

・各監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席、取締役等からその職務の執行状況を聴取する他、重要な決裁書類等を閲覧、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、取締役・執行役員の職務執行を、厳正に監査しております。更に、主要グループ常勤監査役で構成する伊藤忠グループ常勤監査役連絡・協議会を設置する等、連結グループ会社監査役との協働に注力して活動しております。なお、監査役である間島進吾氏は、日本及び米国における公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【執行役員、取締役候補者および監査役候補者の選任の方針と手続】

当社における、執行役員、取締役候補者および監査役候補者の選任の方針と手続は以下の通りです。

1. 執行役員の選任の方針と手続

執行役員は、原則、当社の職務等級制度における経営者候補層の中から高評価を得、誠実な人格で高い識見と能力を有している者、又は既に

執行役員として選任されている者の中から、その職責を全うするために必要な知見と経験を有する者を毎年選任します。選任の手続としては、新任の者については役員推薦に基づき、又再任の者については執行役員としての業績評価を踏まえて社長が候補者を選定し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

2. 取締役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、取締役会長および取締役社長の他、各カンパニープレジデント、総本社職能担当オフィサー等を取締役(社内)として選任すると共に、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすと共に、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえて社長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

3. 監査役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の監査役として、経営の監査・監視を適切に行えるよう、当社の経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を監査役として選任します。当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とし、社外監査役については、独立性を重視する観点から、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすと共に、高度な専門知識や各分野での豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される者を選任します。また、監査役のうち最低1名は、財務および会計について相当程度の知見を有する者を選任します。監査役候補者については、上記の方針を踏まえて社長が常勤監査役と協議のうえ原案を作成し、指名委員会での審議を経て、監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、当社は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役を複数名選任するとともに、取締役会の任意諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の半数以上を社外役員とする指名委員会及びガバナンス・報酬委員会を設置しております。社外取締役を含む取締役会及び独立性の高い取締役会の任意諮問委員会に加え、社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状の当社の企業統治体制は、上記I-1に記載した当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に合致したものであると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の約3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外の日日に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主等の議決権行使促進のため、平成17年6月定時株主総会より議決権行使の電子化(除く携帯電話)を実施。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年6月総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用。
招集通知(要約)の英文での提供	平成22年6月総会より、事業報告を含む招集通知全文の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載。
その他	株主の利便性の向上、議案考慮期間の確保のため、平成17年6月定時株主総会より招集通知の電子化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針を定めて、開示済。 下記URLを参照下さい。 http://www.itochu.co.jp/ja/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等において複数回、説明会を開催。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに説明会を実施。第2四半期、本決算は社長による決算説明会、第1、第3四半期はCFOによるネットコンファレンス形式により実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、香港、シンガポール他で実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料(含む質疑応答要旨)、分野別説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知、報告書(株主のみみなさまへ)、アニュアルレポート等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRIに関する専任部署として、CFOの下にIR室を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	伊藤忠グループ企業理念、伊藤忠グループ企業行動基準、伊藤忠グループ環境方針、社会貢献活動基本方針、CSR推進基本方針、伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針、伊藤忠健康憲章
環境保全活動、CSR活動等の実施	WWFジャパンと協業し、ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム、京都大学と協業しアマゾンの生態系保全プログラムを実施。またCSRを着実に推進する為、CSR推進基本方針を定め、組織、地域ごとにアクションプランを策定、PDCAサイクルに則った活動を展開。活動内容は「アニュアルレポート」や「サステナビリティレポート」、ホームページ等で公開。持続可能な成長を実現するための取組みである国連グローバル・コンパクトに参加。金融機関を含む外部有識者からなる「CSRアドバイザリーボード」を設置しCSR推進に関するダイアログを実施。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「内部統制システムに関する基本方針」において適時適切に開示することを決定。

その他

性別・国籍・年齢問わず多様な人材が活躍できる環境づくりを目指して、2003年度より多様化に注力し、着実に推進中。2014年度からは「多残業体質改善」、「業務効率化を通じた生産性向上」、「お客様対応徹底」を目指し、半年間のトライアル期間を経て「朝型勤務」を正式導入。社員一人ひとりの意識改革による働き方改革の実施に加え、長年にわたる女性活躍推進の取組や社員の積極的健康増進などが評価され、「新・ダイバーシティ経営100選」、「なでしこ銘柄」にダブル選定された。また、「健康経営銘柄2016」と併せると、経済産業省の主要な3つの企業表彰を受賞した。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を以下のとおり整備しております。以下、平成28年6月24日現在における「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。（当社の「内部統制システムに関する基本方針」は平成18年4月19日開催の取締役会にて決定され、直近では平成28年5月6日付で一部改訂されております。）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- 1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- 2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- 3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- 4) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

- 1) 取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。
- 2) コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- 1) 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO (Chief Financial Officer) を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
- 2) 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) HMC及び各種社内委員会

社長補佐機関としてHMC (Headquarters Management Committee) 及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。

(2) デイビジョンカンパニー制

デイビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

1) 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

2) 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。

3) 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場・非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模、上場・非上場の別等を考慮の上、リスクカテゴリー毎にグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。

2) 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

3) 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査役補助使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、

その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 報告体制

- 1) 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- 2) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- 3) 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

(1) 報告体制

- 1) 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- 2) コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- 3) 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部の監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、確認項目ごとに担当部署を定めたうえで、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。内部統制委員会は、CSO・CIOを委員長とし、CAO、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況を確認しております。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年1回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況について最終的な通期評価を行っております。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（平成27年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM（Asset Liability Management）委員会が11回となっております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業グループベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されております。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は平成28年5月6日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成27年度における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会的勢力との対決三原則「恐れない、金を出さない、利用しない」および具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図】は下記図2を参照下さい。

【適時開示体制の概要】

1. 社内組織体制

当社は、社内基本規程において、開示に関する社内の取扱ルールを定め、適時開示に関する業務の主管部署をIR室、協議部署を業務部・広報部と定め、またディビジョンカンパニー（営業部門）に広報・IR担当者を設置した上で、関係者の緊密な連絡体制を構築することにより適切な開示に努めております。下記図3を参照下さい。

IR室では、東京証券取引所が定める諸規則に基づき適時開示が求められる、当社及び子会社情報の定性的及び定量的な基準・内容を、毎年度末の決算公表直後に各ディビジョンカンパニー（営業部門）及び総本社職能部署（管理部門）へ通知し、社内関係部署に対して定期的及び必要の都度、説明会を開催する等、東京証券取引所が定める諸規則の遵守を徹底するため、周知徹底及び社内啓蒙を図っております。

2. 開示内容・方法の決定等

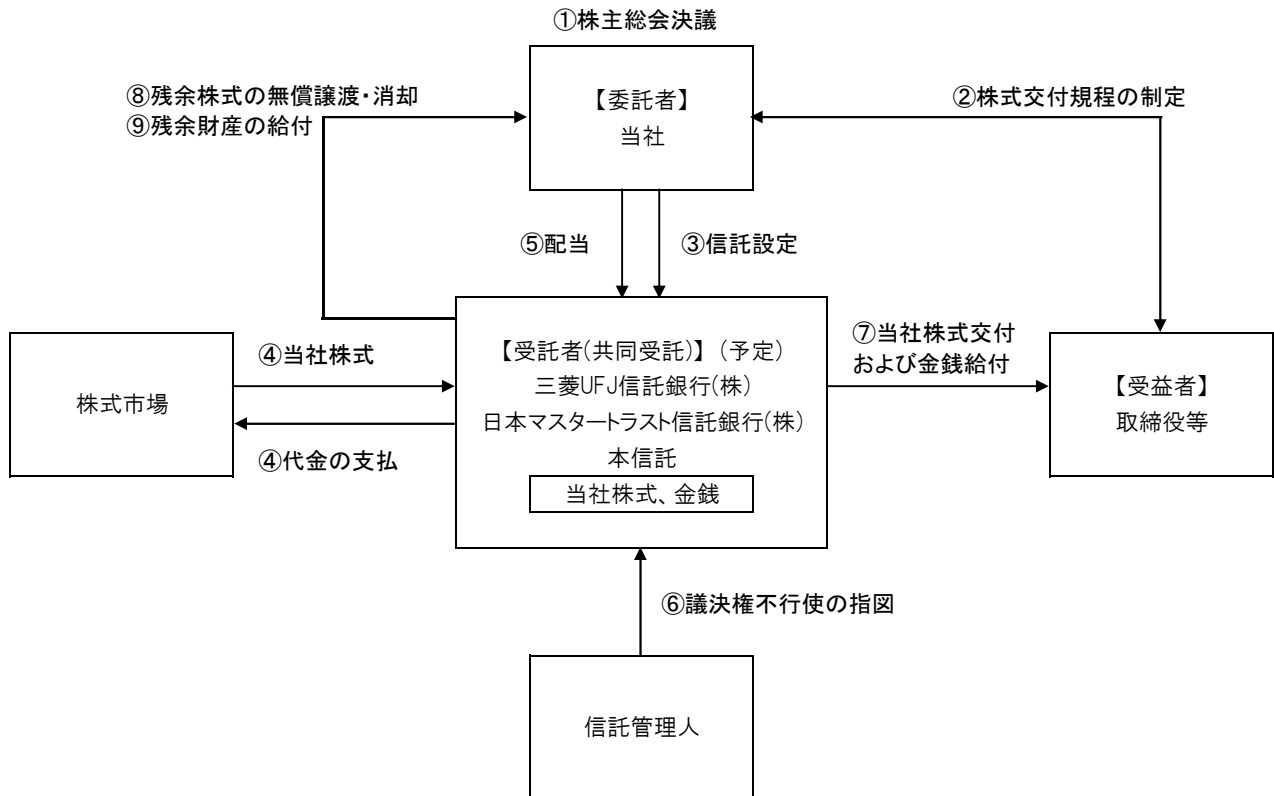
当社では以下の通り開示内容・方法を決定しております。

(1)各ディビジョンカンパニー（営業部門）、海外現地法人、及び総本社職能の管理者は、自らが管轄する部署及び国内外子会社に係る決定事実、又は発生事実、決定情報等が東京証券取引所が定める諸規則に基づき開示が必要とされる、あるいはその可能性がある場合には、遅滞なく、IR室に連絡します。

(2)IR室は、前項による連絡を受領した場合には(i)当該事項の開示の要否及び(ii)開示が必要な場合にはその内容・方法を立案し、業務部・広報部と協議の上で適時開示に関する決定をCFOに求めます。

(3)IR室は前項のCFOの決定取得後、遅滞なく東京証券取引所に開示致します。

図1 Board Incentive Plan (BIP) 信託の仕組み



- ①当社は株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます(平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会における決議により承認取得済みです)。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託(本信託)を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領し、あわせて本信託内の当社株式に関して支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

図2 当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図

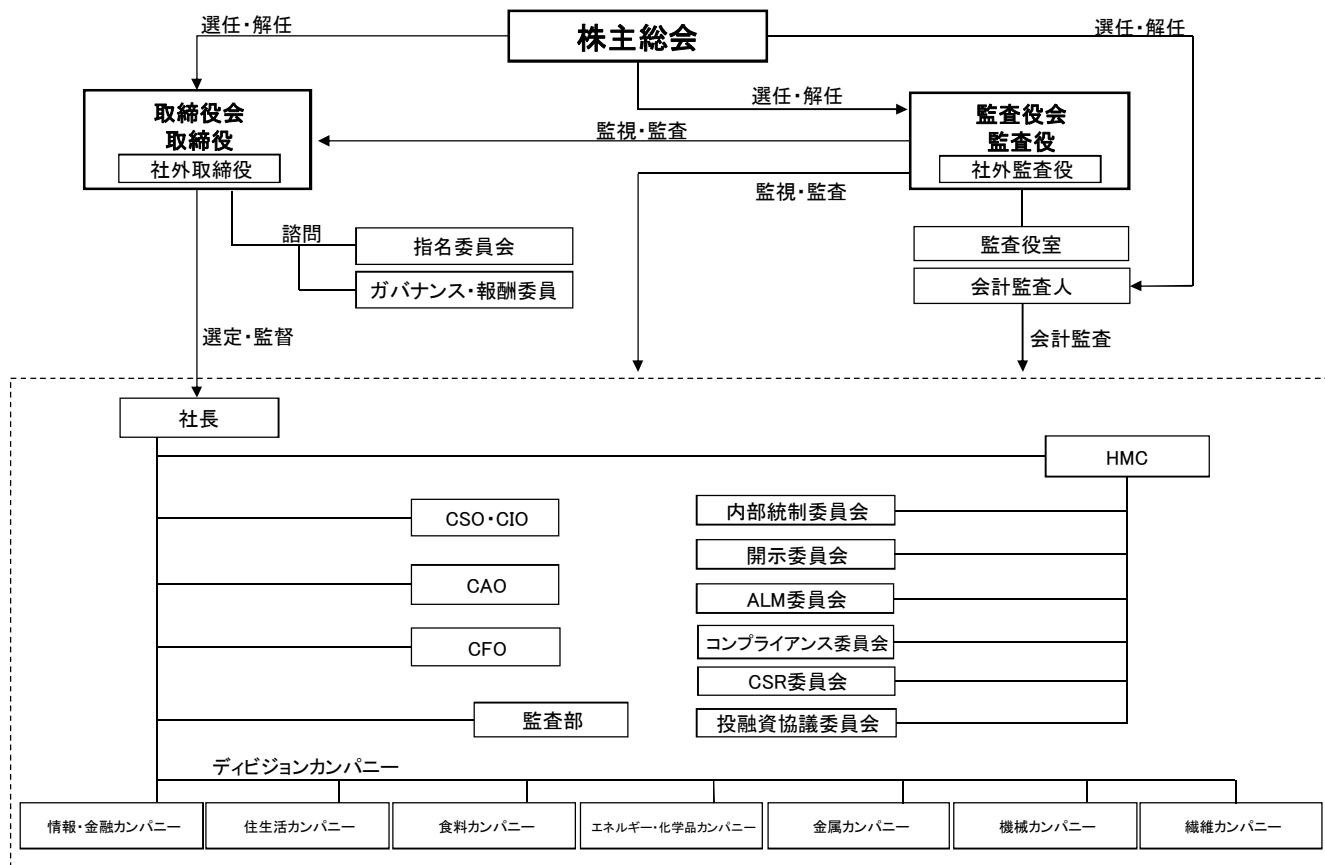


図3 適時開示報告体制の概要図

